

# PROSCUT 保守サービス契約書

(以下「甲」という)とインターテクノ株式会社(以下「乙」という)は、  
下記の通り保守サービス契約を締結する。

機器設置場所	会社
契約対象機種	PROSCUT
製造番号	

## 第1条(保守サービスの委託)

甲は、上記記載の製造番号を付与した製品(以下「商品」という)の正常な運用を維持するため、商品の保守サービスを乙に委託し、乙はこれを受託する。

## 第2条(保守サービスの範囲)

商品の不時の故障が発生した場合にのみ、甲の要請により、商品を乙の指定する工場へ移送し、乙が必要な修理を行う。

## 第3条(除外サービス)

次の各号に定める事項は、保守サービスの範囲に含まれないものとし、必要な場合には、甲、乙の2者で協議のうえ、実施時期、料金を決定する。

- 定期的点検・調整作業
- 機器設置場所或いは乙が指定する場所以外にての点検・修理作業
- 消耗品の供給・交換作業。尚、消耗品とは、  
カッターユニット、スリッターユニット、  
ピックアップローラー、分離パッドの4品目をいう。
- 商品或いは代替機の乙指定工場への運送費用
- 乙が定める使用及び取扱上の注意事項に違反したことに起因する故障の修理
- 乙が定める指定消耗品以外の使用或いは乙の関知しない改造に起因する故障の修理
- 天災・地変その他乙の責に帰することのできない事由により生じた故障の修理
- 第5条に定める商品の設置・使用環境条件に反したことにより生じた故障の修理

## 第4条(サービス金額)

甲は、乙に対し、保守サービスの料金として、別途取り決めた金額を支払う。

## 第5条(設置場所・使用条件)

甲は、乙が使用及び取扱上の注意事項で定める商品設置場所環境条件或いは使用条件(入力電源、湿温度、アース接地、振動、電界及び磁界、紙質、紙厚、印刷物の精度等)に常に注意を払うものとする。

## 第6条(サービスの受付)

保守サービスの受付は、乙指定の方法でもって、甲から乙に提出されることにより行う。

## 第7条(修理日数)

修理作業は、商品が乙の指定工場に移送された日から乙の10営業日以内に完了することを基本とし、日数の延長が必要な場合には、乙から甲に連絡するものとする。

## 第8条(代替機貸与)

甲の要請があった場合には、乙は修理期間中の代替機を無償で甲に貸与する。代替機の貸出期間については、別途、甲、乙の2者で協議のうえ決定する。ただし、代替機の貸出期間は、最長でも修理完了品が甲に返送された日から5日を超えないものとする。  
代替機貸与期間中に、乙が定める使用及び取扱上の注意事項に違反したことに起因する代替機の故障・破損が生じた場合には、その修理費用は甲の負担とする。

## 第9条(契約期間)

本契約の有効期限は、本契約締結の日から 年間とする。但し、商品購入と同時に本契約を締結する場合には、保証期間(商品購入後6ヶ月)終了日の翌日から 年間とする。

## 第10条(契約の更新)

本契約有効期限の2ヶ月前に乙指定の書面でもって、乙から甲に継続意思の確認連絡をする。本契約を継続する場合は、改めて甲、乙間で契約書を取り交わし、その有効期間は契約終了日の翌日から 年間とする。

## 第11条(協議)

本契約に定めのない事項、本契約中疑義の生じた事項及び変更については、甲、乙の2者間で協議のうえ、これを決定する。

以上の契約の証として本書2通を作り、各自記名捺印のうえ、各1通保有する。

年 月 日

甲 住所

氏名

印

乙

住所 茨城県稲敷郡河内町金江津645

氏名

インターテクノ株式会社

品質管理部長

印